

アツ!! 地震

①

非常持出は？ 火の始末は？

関東南部大地震
六十九年周期説が
となえられて数年
がたち、あと七年
で危険期に入るこ
とになります。

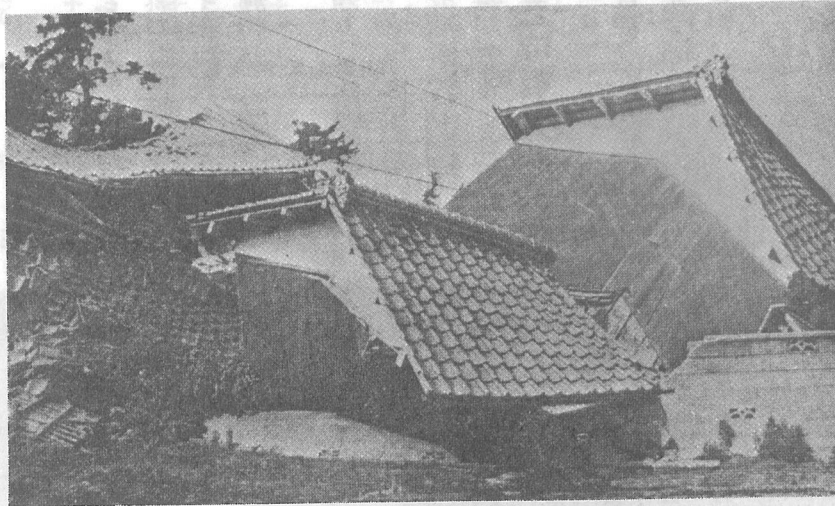
もし大正十二年
の関東大地震のよ
うな規模の災害が
おそつてきたら...

交通は寸断され、
通信は全く不能と
なり、家屋の倒壊、
そして火事。

このような恐ろ
しい地震は、ある
程度予知すること
ができるとしても、
今の科学では地震
そのものを防ぐこ
とはとうていでき
ません。

しかし、あなた
の心得一つで、地
震から起る災害のいくつかは防ぐ
ことができるのです。

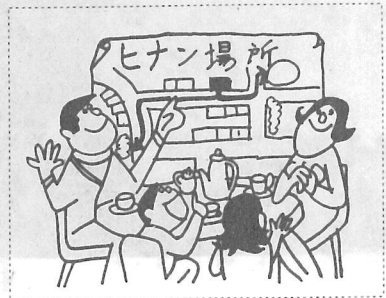
そこで三回にわけて、やがて来
るであろう大地震に対する、家庭
での心得をお知らせすることに
いたします。



備えあれば
憂いなし

心得10か条

- ① しばやく火の始末
- ② あわてて戸外に飛び出さず、まず丈夫な家具などに身を寄せよ
- ③ 一分過ぎたらまず安心
- ④ 火が出たらまず消火
- ⑤ 避難は徒歩で、持物は最少限に
- ⑥ せまい路地、へいきわ、がけや川べりに近寄るな
- ⑦ 山津波、がけ崩れに注意
- ⑧ 海岸では津波、低地では浸水に注意
- ⑨ 余震を恐れず、デマに迷うな
- ⑩ 秩序を守り、衛生に注意



家庭の防災会議を開こう.....!

現在のところまだ、どの程度の大きな地震がいつどこで起るかは知ることはできません。

地震がいつ起こっても家族がわてずに行動できるようにするため、全員で次のような話し合いをして、それぞれの分担などを決めておきましょう。

- (1) 地震の実例や、被害の状況などを話し合う。
- (2) 地震が起ったときの心得を話し合う。
- (3) 地震が起こったときの各人の分担、たとえば、ガスの元栓を締めたり、石油ストーブなどの火の始末をするのはだれか、子どもや老人の避難はだれが責任を持つかなどを話し合っておく。
- (4) 火を使う器具、設備などの点

検整備はだれがどのようにするかを決めておく。

(5) 避難場所はどこか、その場所へはどの道を通っていくか、家族が離ればなれになって避難したときの連絡方法はどうかなど話し合っておく。

(6) 避難するときの持物とその点検の時期、方法を決めておく。
(7) 避難するときの持物を入れておく非常持出し袋などの置き場所と、いざというときにそれを持って出る者話し合っておく。

年金豆辞典

〔保険料の免除〕

生活がくるしいため、国民年金の保険料が納められないときに、その免除を受けるしくみです。
生活保護を受けている場合などは、法定免除といいますが、その他の人の場合は、申請によって一年間の保険料を納めることをゆるす申請免除に該当します。
保険料が納められないからといって、未納にしておかないで、必ず免除の申請をしておけば、万一の事故のときにも障害年金や母子年金が受けられます。また将来生活にゆとりができたときに、さかのぼって保険料を納めることもできます。